

6 会廃審 第5号
令和7年2月3日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会 長 平澤 賢一



「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」及び「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）」について（答申）

令和6年12月26日付け6廃第1043号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

1 「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」について

会津若松市は、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言するとともに、将来の人口減少社会を見据え持続可能なごみ処理体制の構築に向けたごみ処理施設規模の見直しを受けて、令和3年4月の一般廃棄物処理基本計画改訂版において、令和8年3月までに燃やせるごみの排出量を1日あたり82.1トンまで削減することを重点目標に定め、様々なごみ減量施策を行ってまいりました。

特に、令和6年5月20日からの「ごみ緊急事態宣言」における取組では、9月から11月までの3か月間の燃やせるごみ排出量を前年比12%以上削減することを目標に、市民・事業者の皆様と危機意識を共有しながら、ごみの分別と減量に取り組むことができました。

結果としては目標達成に至りませんでしたでしたが、当審議会は、燃やせるごみが6.1%削減されたことを評価するとともに、市民・事業者の方々に敬意を表するところです。

市では、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様による継続的な取組とするために、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化を導入することが必要と判断し、「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」について、当審議会に諮問をされました。

当審議会においては、ごみ緊急事態宣言での取組状況を踏まえながら、家庭ごみ処理有料化について全国先行自治体の状況や研究者による分析を調査するとともに、本市の「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」について、パブリックコメントやタウンミーティングでの意見を踏まえながら、ごみ減量等の効果が期待できるか、導入時期は妥当か、市民負担の水準や減免等の配慮が適切か、公平で分かりやすい制度になっているかなど、様々な視点から慎重に審議を行ってまいりました。

この結果、

- (1)家庭ごみ処理有料化により、「意識と行動の変化」「排出抑制や再生利用の推進」「公平性の確保」を目指すという導入目的と期待する効果が明確に示され、それにより、「持続可能なごみ処理体制の構築」「ゼロカーボンシティの実現と次世代への住みよい環境の継承」「ごみ処理手数料を活用したまちづくり」の実現につなげていくなど、本市の将来展望が見据えられていること、
- (2)家庭ごみ処理有料化導入後のごみ排出方法やごみ処理手数料の負担方法などの制度が分かりやすく、公平であること、
- (3)ごみ処理手数料が、ごみの分別と減量の動機づけとなることが期待できる水準に設定されていること、
- (4)有料化から除外するごみの設定やごみ処理手数料の減免により、子育て支援や高齢者・障がいのある方への福祉対策、市民協働によるまちづくり、経済的弱者などへの配慮が適切になされていること、

などから評価するものでありますが、以下の項目を加えて「家庭ごみ処理有料化実施方針」を策定すべきと考えます。

- (1)家庭ごみ処理有料化が導入されるまでの間のごみの分別と減量が重要になることから、ごみ緊急事態宣言で得られた市民・事業者の皆様との危機意識の共有とごみ減量の集中的な取組を継続するために、ごみ削減状況の「見える化」をはじめ、キエーロによる生ごみ減量、資源物の分別徹底などに継続して取り組んでいくこと。
- (2)燃やせるごみ・燃やせないごみの指定ごみ袋について、単身世帯への配慮や更なるごみ減量を推進するため、5リットルの大きさを加えるとともに、指定ごみ袋等については、市民の利便性向上の観点から、素材、表示、形状などについて、ごみ処理有料化導入時はもとより、導入後においても検討・改善を行っていくこと。
- (3)ごみ処理手数料の減免について、ごみの混入を避け、分別を推進するため、燃やせるごみ指定袋だけでなく、燃やせないごみ指定袋を加えること。
- (4)制度開始当初から、ごみステーションへの指定ごみ袋を使わない不適正排出が生じないように、全ての住民が排出方法を理解した状態となる実効性のある対策を事前に講じること。
- (5)ごみ処理手数料の用途については、ごみの分別と減量が進み、本市の目指す将来像が実現できる仕組みとなるよう配慮すること。

今後、市におかれましては、答申を踏まえて「家庭ごみ処理有料化実施方針」を策定され、家庭ごみ処理有料化を含めたごみ減量施策の充実を図るとともに、強い責任感と決意を持って着実に実行することで、未来を担う子どもたちに、より良い生活環境を引き継いでいくことを切に願います。

【附帯意見】

「家庭ごみ処理有料化実施方針」に基づく取組に際して、以下の意見を附しますので、十分配慮されるようお願いいたします。

- (1)家庭ごみ処理有料化導入後においても、当該制度のみに頼ることなく様々なごみ減量施策を併用することで、家庭ごみ処理有料化との相乗効果により、更なるごみの分別と減量を図ること。

- (2)ごみの分別と減量を全ての市民の皆様による継続的な取組としていくためには、市民が家庭ごみ処理有料化の必要性や目的、具体的なごみ排出方法などを正しく理解することが重要であることから、分かりやすく丁寧できめ細かな周知啓発を行うこと。
- (3)家庭ごみ処理有料化の導入による不法投棄、ポイ捨て、指定ごみ袋等を使わない排出、店舗等への家庭ごみ持ち込みなどへの不安があることから、町内会や事業者の意見を聞きながら、有効な対策を図ること。
- (4)ごみ処理手数料の負担軽減や、ごみの分別と減量を推進するため、新たな分別収集の実施や民間との連携等により、再資源化の品目や機会の拡充に取り組むこと。
- (5)指定ごみ袋について、「ゼロカーボンシティ会津若松」実現の観点から、温室効果ガスの発生が少ないなど、環境へ配慮した素材の採用に努めること。

2 「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）」について

会津若松市は、令和8年4月から「家庭ごみ処理有料化」を導入することにより、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保し、ごみの分別と減量への関心を高め、ごみ排出抑制と再生利用の推進を図る判断をしました。

家庭ごみ処理有料化は、本市の持続可能なごみ処理体制の構築や「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現による、次世代への住みよい環境の継承のために重要な施策であり、次期一般廃棄物処理基本計画においては、当該制度導入の効果を踏まえた、ごみ削減目標の設定やごみ分別・減量の施策の再構築が必要になります。

また、現在の古着の拠点回収を、古布の資源物ステーション回収とすることで、市民の皆様の利便性の向上、排出機会の向上に繋がることはもとより、家庭ごみ処理有料化導入後における市民負担の軽減と、ごみの分別・減量の更なる推進に寄与するものと考えます。

このような認識の下、当審議会において慎重に審議を行った結果、ごみ削減目標の設定と新たなごみ減量施策の策定のための「計画期間の延長」と、家庭ごみ処理有料化導入後の市民負担軽減を図るための「古着から古布への資源化品目の拡大」に伴う、会津若松市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の追補案については、適切であると判断いたします。

【附帯意見】

当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取組を検討されるようお願いいたします。

- (1)資源化品目の拡大による「古布」の分別収集の開始にあたっては、費用とそれに対するごみ減量効果を踏まえ回収頻度を検討するとともに、収集開始後についても、排出量の推移をみながら回数の見直しについても配慮すること。また、再生利用のさらなる推進を図るため、民間事業者等が行う資源物回収の取組との連携についても配慮すること。
- (2)「古着」から「古布」への資源化品目拡大を、ごみの分別・減量へ確実に繋げていくためには、市民が必要性和適切な排出方法を正しく理解することが必要であることから、様々な機会を通して、丁寧で分かりやすい周知啓発を行うこと。

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員

会 長	平 澤 賢 一
副会長	新 山 敦 司
委 員	芦 澤 雅 子
委 員	坂 内 孝 浩
委 員	岩 渕 勝 雄
委 員	大 塩 真 理
委 員	白 井 彌 榮 子
委 員	小 山 ノリ子
委 員	沼 田 大 輔
委 員	佐 藤 俊 弥